

平成22年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成23年5月18日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告等

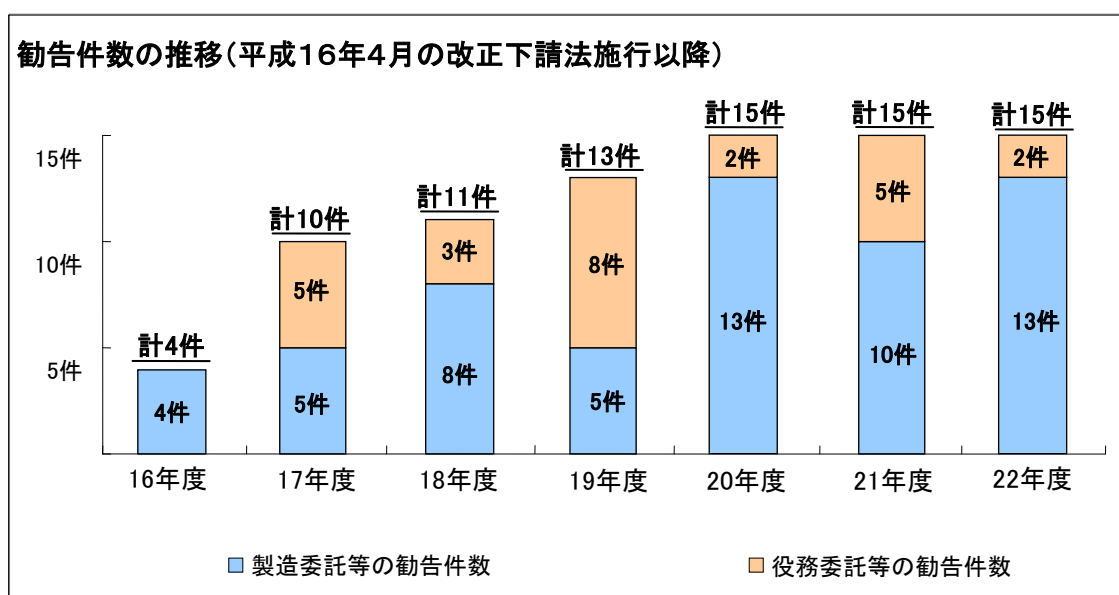
(1) 平成22年度の勧告件数は15件（製造委託等^(注1)13件、役務委託等^(注2)2件）。

その内訳は、下請代金の減額が13件、下請代金の減額及び返品が1件、不当な経済上の利益の提供要請が1件（平成16年4月の改正下請法施行以降、返品に対しては初の勧告、不当な経済上の利益の提供要請に対しては2件目の勧告）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(2) 平成22年度の指導件数は過去最多の4,226件（製造委託等2,977件、役務委託等1,249件）。



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（主に、第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（主に、第2関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

(1) 下請代金の減額事件

下請事業者4,356名に対し、総額10億3145万円の減額分が返還された。

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
98名	4,356名	10億3145万円

(2) 下請代金の支払遅延事件

下請事業者3,420名に対し、総額2億8238万円の遅延利息が支払われた。

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
89名	3,420名	2億8238万円

(3) 不当な経済上の利益提供要請事件

下請事業者59名に対し、総額4175万円の利益提供分が支払われた。

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
1名	59名	4175万円

(4) 返品事件

下請事業者3名から、返品した総額1億3985万円相当の商品を引き取った。

引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の年度総額
1名	3名	1億3985万円

第2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で開催するなど下請法の普及・啓発を実施。平成22年度においては、当該講習会を47都道府県58会場（うち公正取引委員会主催分は25都道府県30会場）で実施。

(2) 「下請法応用講習会」の実施

下請取引適正化推進講習会の受講者など下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とした下請法応用講習会を新たに実施。

(3) 「業種別講習会」の実施

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種等に関し、平成22年度においては、合計38回（製造業者向け3回、衣服等繊維製品の製造業者向け3回、広告業界向け1回、物流事業者と取引のある荷主向け15回及び大

規模小売業者向け16回)の業種別講習会を実施。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

下請法及び優越的地位の濫用規制に係る窓口相談を受け付けており、平成22年度においては9,257件に対応。

(2) 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、相談受付等を行うための相談会を実施。平成22年度においては全国24か所で実施。

(3) 東日本大震災に関するQ & Aの公表

東日本大震災に関連して想定される問題や寄せられた主な質問に対する考え方を取りまとめ、個々の相談や違反の疑いに関する申告(情報提供)の窓口と併せてホームページに掲載するとともに、下請法等に関する個別具体的な相談等に迅速に対応。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

毎年11月、親事業者及び関係事業者団体に対する下請法の遵守の徹底等について要請しているところ、平成22年度においては、その取組を一層強化すべく要請先を昨年の約3万名から約3万5千名(親事業者約34,600名及び事業者団体約650団体)に拡充。

4 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定・公表等

優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、平成22年11月30日に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の策定に伴い、全国9か所11会場で説明会を実施したほか、事業者団体が開催する研修会等に講師を17回派遣するなど、周知活動を実施。

5 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

(1) 大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査の実施

平成21年度においては、大規模小売業者350名、納入業者6,000名に対する実態調査を実施し、平成22年5月26日に「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

物流事業者15,808名に対する書面調査を実施。

平成22年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成23年5月18日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反被疑事実に係る情報収集のための取組状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、次のとおり、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めてきている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

書面調査は、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,046名（製造委託等^(注1) 24,782名、役務委託等^(注2) 13,264名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者210,166名（製造委託等147,692名、役務委託等62,474名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
平成22年度	38,046	210,166
製造委託等	24,782	147,692
役務委託等	13,264	62,474
平成21年度	36,342	201,005
製造委託等	24,502	121,692
役務委託等	11,840	79,313
平成20年度	34,181	160,230
製造委託等	27,583	117,745
役務委託等	6,598	42,485

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調

査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること、下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別でないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境を整備することに努めつつ、情報提供を促している（申告に基づく新規着手件数については第2表参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は4,658件（製造委託等3,241件、役務委託等1,417件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,509件（製造委託等3,154件、役務委託等1,355件）、下請事業者等からの申告によるものが145件（製造委託等84件、役務委託等61件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが4件（製造委託等3件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は4,610件（製造委託等3,195件、役務委託等1,415件）であり、このうち、4,241件（製造委託等2,990件、役務委託等1,251件）について措置を講じており、その内訳は、勧告が15件（製造委託等13件、役務委託等2件）、指導が4,226件（製造委託等2,977件、役務委託等1,249件）である。指導件数4,226件は、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。

勧告事件15件の内訳は、下請代金の減額が13件、下請代金の減額及び返品が1件、不当な経済上の利益の提供要請が1件となっており、その概要は別紙1のとおりである（平成16年4月の改正下請法施行以降、返品に対しては初の勧告、不当な経済上の利益の提供要請に対しては2件目の勧告。平成16年4月の改正下請法施行以降における勧告状況については、別紙参考資料2参照）。指導を行った主な下請法違反事件の概要については別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

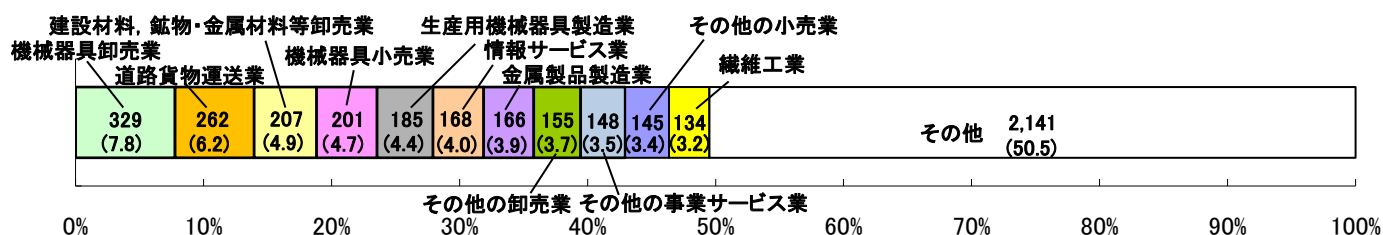
年 度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
					勧告 (注)	指導	小計		
平成22年度	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415
平成21年度	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
製造委託等	3,064	58	0	3,122	10	2,963	2,973	189	3,162
役務委託等	664	47	2	713	5	627	632	65	697
平成20年度	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237
製造委託等	2,181	95	4	2,280	13	1,992	2,005	182	2,187
役務委託等	987	57	0	1,044	2	957	959	91	1,050

(注) 勧告を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

ウ 下請法違反事件の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）を業種別にみると、機械器具卸売業の件数が最も多く（329件，7.8%）、道路貨物運送業（262件，6.2%）、建築材料，鉱物・金属材料等卸売業（207件，4.9%）がこれに続いている（第1図参照）。

第1図 措置件数（4,241件）の業種別件数及び比率

[単位：件，（%）]



(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とならない。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件を行為類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,557件、親事業者

の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）が1,955件となっており、前年度に比べて、手続規定違反が873件増加（前年度比23.7%増）、実体規定違反が420件増加（前年度比27.4%増）と大きく増えている。

イ 実体規定違反の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が1,281件（実体規定違反に係る違反行為類型別件数の延べ合計の65.5%）、②手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形（以下「割引困難手形」という。）の交付が224件（同11.5%）、③下請代金の減額が176件（同9.0%）等となっており、前年度に比べて、下請代金の支払遅延が491件増加（前年度比62.2%増）、下請代金の減額が69件増加（前年度比64.5%増）と大きく増えている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（%）]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定												合 計
	書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
平成22年度	3,833 (84.1)	724 (15.9)	4,557 (100)	8 (0.4)	1,281 (65.5)	176 (9.0)	9 (0.5)	93 (4.8)	59 (3.0)	20 (1.0)	224 (11.5)	47 (2.4)	38 (1.9)	0 (-)	1,955 (100)	6,512
製造委託等	2,765 (85.0)	489 (15.0)	3,254 (100)	8 (0.6)	809 (59.6)	136 (10.0)	9 (0.7)	67 (4.9)	40 (2.9)	20 (1.5)	205 (15.1)	36 (2.7)	28 (2.1)	0 (-)	1,358 (100)	4,612
役務委託等	1,068 (82.0)	235 (18.0)	1,303 (100)	0 (0.0)	472 (79.1)	40 (6.7)	0 (0.0)	26 (4.4)	19 (3.2)	0 (0.0)	19 (3.2)	11 (1.8)	10 (1.7)	0 (-)	597 (100)	1,900
平成21年度	3,300 (89.6)	384 (10.4)	3,684 (100)	25 (1.6)	790 (51.5)	107 (7.0)	14 (0.9)	113 (7.4)	67 (4.4)	42 (2.7)	300 (19.5)	49 (3.2)	28 (1.8)	0 (-)	1,535 (100)	5,219
製造委託等	2,748 (90.0)	307 (10.0)	3,055 (100)	24 (1.9)	594 (47.3)	84 (6.7)	14 (1.1)	97 (7.7)	51 (4.1)	38 (3.0)	288 (22.9)	44 (3.5)	22 (1.8)	0 (-)	1,256 (100)	4,311
役務委託等	552 (87.8)	77 (12.2)	629 (100)	1 (0.4)	196 (70.3)	23 (8.2)	0 (-)	16 (5.7)	16 (5.7)	4 (1.4)	12 (4.3)	5 (1.8)	6 (2.2)	0 (-)	279 (100)	908
平成20年度	2,608 (89.8)	297 (10.2)	2,905 (100)	6 (0.4)	866 (63.0)	97 (7.1)	6 (0.4)	68 (4.9)	50 (3.6)	15 (1.1)	221 (16.1)	19 (1.4)	26 (1.9)	0 (-)	1,374 (100)	4,279
製造委託等	1,762 (91.4)	165 (8.6)	1,927 (100)	5 (0.6)	434 (52.0)	65 (7.8)	6 (0.7)	50 (6.0)	29 (3.5)	14 (1.7)	206 (24.7)	13 (1.6)	13 (1.6)	0 (-)	835 (100)	2,762
役務委託等	846 (86.5)	132 (13.5)	978 (100)	1 (0.2)	432 (80.1)	32 (5.9)	0 (-)	18 (3.3)	21 (3.9)	1 (0.2)	15 (2.8)	6 (1.1)	13 (2.4)	0 (-)	539 (100)	1,517

(注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

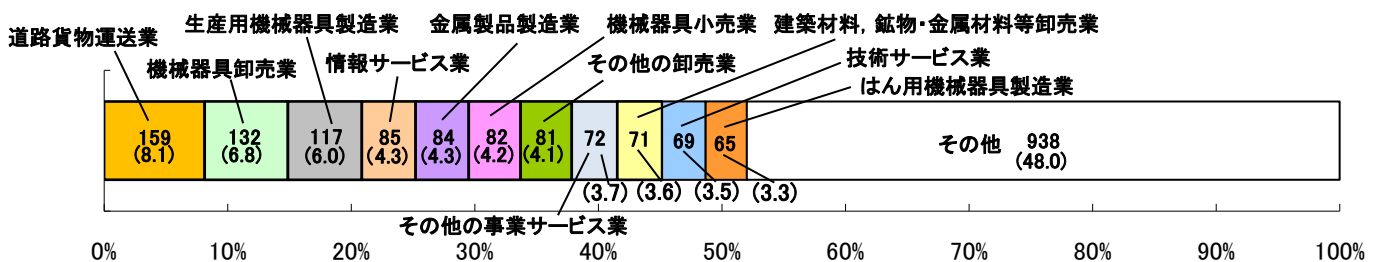
(注3) () 内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、小計は必ずしも100とにならない。

ウ 実体規定違反件数を業種別にみると、道路貨物運送業が計159件（8.1%）と最も多い（第2図参照）。道路貨物運送業について行為類型別の内訳をみると、支払遅延が121件、減額が19件となっており、それぞれの行為類型における業種別件数で最も多くなっている（別紙参考資料1の図1参照）。

実体規定違反件数の多い業種における行為類型別件数をみても、支払遅延の件数が最も多い。また、製造委託等の分野においては、割引困難手形の件数も多くなっている（別紙参考資料1の図1及び図2参照）。

第2図 実体規定違反（1,955件）の業種別件数及び比率

[単位：件，（%）]



(注) () 内の数値は実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とまらない。

(3) 製造委託等に係る処理状況

製造委託等に係る措置件数は2,990件であり、平成21年度の2,973件から17件増加（前年度比0.6%増）した（第2表参照）。

ア 違反行為の業種別件数

製造委託等における措置件数を業種別にみると、機械器具卸売業（329件）が最も多く、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（207件）及び機械器具小売業（201件）がこれに続いている（第1図参照）。

イ 違反行為の類型別比率

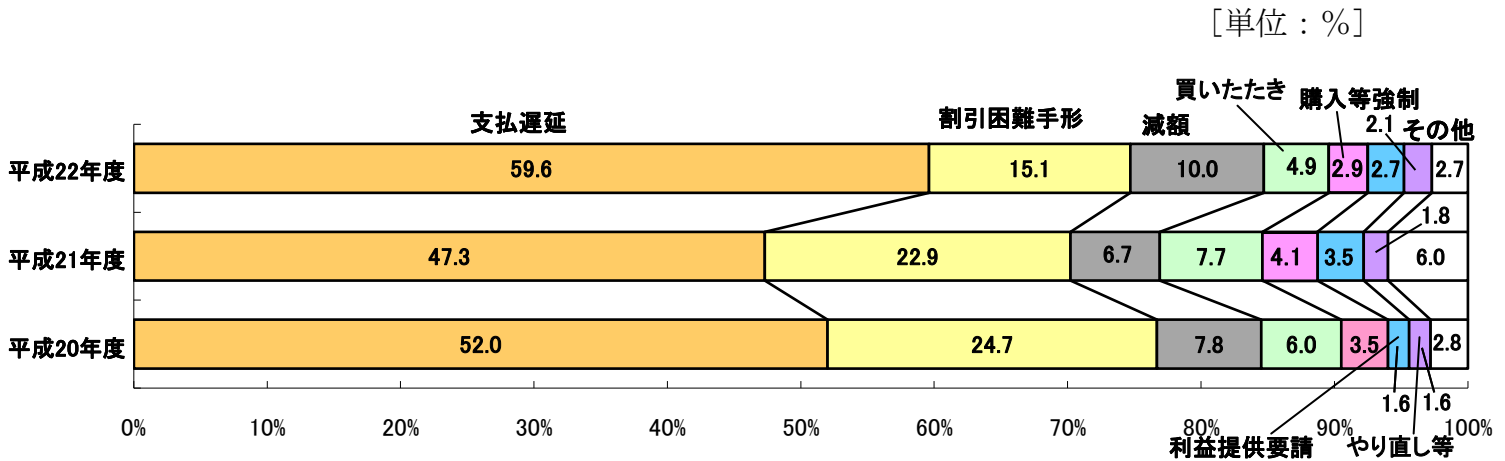
(7) 手続規定違反の内訳

手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が85.0%、書類保存義務違反の割合が15.0%となっている（第3表参照）。

(4) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数の延べ合計に占める割合が高い順にみると、下請代金の支払遅延（59.6%）、割引困難な手形の交付（15.1%）、下請代金の減額（10.0%）の順となっており、後述の役務委託等に比べて割引困難な手形の交付違反及び下請代金の減額違反の割合が高くなっている（第3図参照）。

第3図 製造委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(4) 役務委託等に係る処理状況

役務委託等に係る措置件数は1,251件であり、平成21年度の632件から619件増加（前年度比97.9%増）した（第2表参照）。

ア 違反行為の業種別件数

役務委託等における措置件数を業種別にみると、道路貨物運送業（262件）が最も多く、情報サービス業（168件）がこれに続いている（第1図参照）。

イ 違反行為の類型別比率

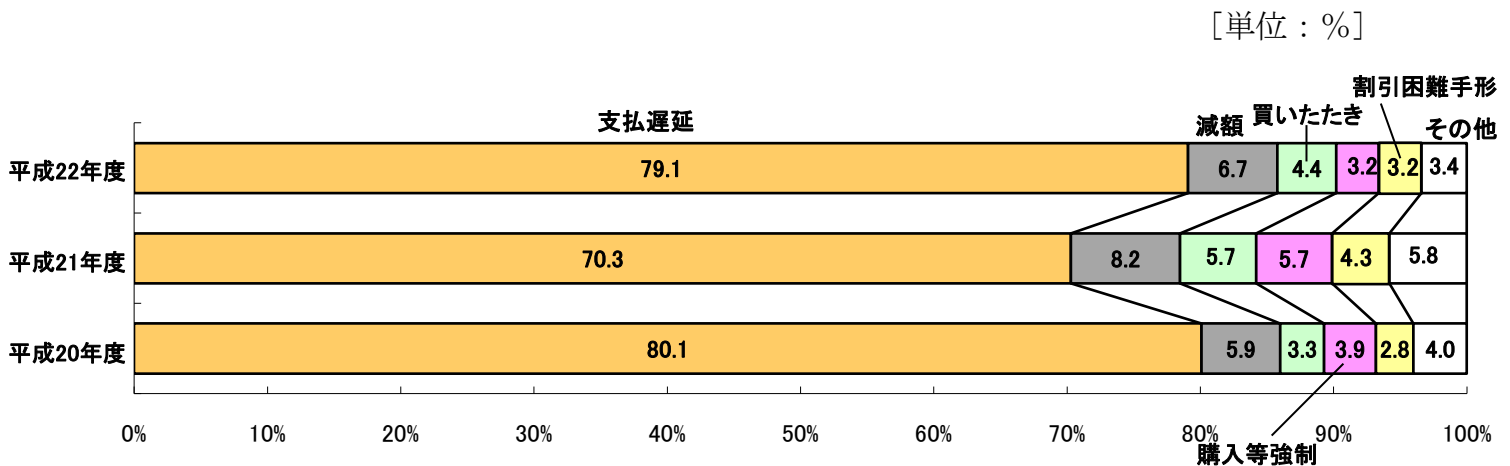
(7) 手続規定違反の内訳

手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が82.0%、書類保存義務違反の割合が18.0%となっている（第3表参照）。

(1) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数の延べ合計に占める割合が高い順にみると、下請代金の支払遅延（79.1%）、下請代金の減額（6.7%）、買ったたき（4.4%）の順となっており、前述の製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の違反割合がより高くなっている（第4図参照）。

第4図 役務委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(5) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

ア 下請代金の減額事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、下請事業者4,356名に対し、総額10億3145万円の減額分が親事業者から返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況（措置日前返還分を含む。）

項目 年度	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成22年度	98名	4,356名	10億3145万円
平成21年度	61名	2,160名	4億8116万円
平成20年度	50名	2,022名	29億5133万円

イ 下請代金の支払遅延事件（指導を行ったもの）においては、下請事業者3,420名に対し、総額2億8238万円の遅延利息が親事業者から支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況（措置日前支払分を含む。）

項目 年度	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成22年度	89名	3,420名	2億8238万円
平成21年度	61名	2,737名	1億790万円
平成20年度	39名	1,456名	2億3481万円

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件（勧告を行ったもの）においては、下請事業者59名に対し、総額4175万円の利益提供分が親事業者から支払われた（第6表参照）。

第6表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の支払状況

項目 年度	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成22年度	1名	59名	4175万円
平成21年度	1名	22名	1709万円

エ 返品事件（勧告を行ったもの）においては、下請事業者3名から総額1億3985万円相当の商品を引き取った（第7表参照）。

第7表 返品事件における返品した商品の引取り状況

年度	引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の年度総額
平成22年度	1名	3名	1億3985万円

第2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

下請法等の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。

このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施するなどして、違反行為の未然防止等を図っている。

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で開催するなど下請法の普及・啓発に努めている。

平成22年度においては、当該講習会を47都道府県58会場（うち公正取引委員会主催分は25都道府県30会場）で実施した。

(2) 「下請法応用講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者からの応用的な内容について講習を受けたいとの要望等を踏まえ、当該講習会の受講者など下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする下請法応用講習会を新たに実施した。

(3) 「業種別講習会」の実施

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に関し、下請法及び優越的地位の濫用規制について業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行い、一層の法令遵守を促すことを目的とした業種別講習会を実施している。

平成22年度においては、合計38回（製造業者向け3回、衣服等繊維製品の製造業者向け3回、広告業界向け1回、物流事業者と取引のある荷主向け15回及び大規模小売業者向け16回）の講習会を実施した。

(4) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会の実施

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」についての説明会を事業者、事業者団体等向けに実施した（詳細については後記6参照）。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

公正取引委員会事務総局及び地方事務所等において、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けており、平成22年度においては9,257件に対応した。

(2) 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務総局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う公取委による中小事業者のための移動相談会を実施している。

平成22年度においては、下請取引適正化推進講習会を行うような大都市以外の都市を含め、全国24か所において当該相談会を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。

(3) 東日本大震災に関するQ & Aの公表

東日本大震災に関連して想定される問題や寄せられた主な質問に対する考え方を取りまとめ、個々の相談や違反の疑いに関する申告（情報提供）の窓口と併せてホームページに掲載するとともに、下請法等に関する個別具体的な相談等に迅速に対応している。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に、年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念される。このため、買ったとき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、毎年11月に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、連名の文書をもって要請している。

平成22年度においては、我が国の景気が、このところ足踏み状態となっており、先行きに慎重な見方が広がるなど、依然として厳しい状況が続いていることを踏まえ、その取組を一層強化すべく要請先を昨年の約3万名から約3万5千名（親事業者約34,600名及び事業者団体約650団体）に拡充し、平成22年11月15日に要請

した。

4 下請取引改善協力委員

下請法の的確な運用に資するため、昭和40年度以降、各地域の下請取引の実情に明るい民間有識者等に下請取引改善協力委員を委嘱してきた（平成23年3月末時点における下請取引改善協力委員は152名）。

平成22年度においては、6月に下請取引改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。また、平成23年度には、下請取引改善協力委員の任務の範囲を広げて、独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関することを加え、これに伴って、その名称を「下請取引等改善協力委員」とすることとした。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等から下請法及び優越的地位の濫用規制に関する相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成22年度においては、事業者団体等へ48回派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

6 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定・公表等

平成22年1月1日に改正独占禁止法が施行され、優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、平成22年11月30日に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表した。

この優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を広く周知することにより、優越的地位濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者、事業者団体等向けに説明会を実施した。

平成22年度においては、全国9か所11会場で説明会を実施したほか、事業者団体が開催する研修会等に講師を17回派遣するなどの周知活動を実施した。

7 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) 大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、百貨店、スーパー、ホームセンター等の大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成17年5月13日、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正

な取引方法」(以下「大規模小売業告示」という。)を指定し、当該取引の公正化を図っている。

平成21年度においては、大規模小売業告示の遵守状況及び大規模小売業者と納入業者との取引の実態を把握するため、大規模小売業者350名、納入業者6,000名に対する実態調査を実施し、平成22年5月26日に「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成22年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、物流事業者15,808名に対する書面調査を実施した。

平成 22 年度における勧告事件

1 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）に対する勧告

日産サービスセンター(株)に対する件（平成 22 年 4 月 16 日）	
親事業者	日産サービスセンター(株)
事業内容	自動車整備業
下請取引の内容	自動車の修理，自動車整備
違反行為の概要（期間）	① 「レス」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 20 年 2 月～平成 21 年 1 月）。 ② 「値引き」として作業台数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 20 年 2 月～同年 9 月）。
減額金額	下請事業者 35 名に対し，総額 2365 万 3822 円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

日本エース(株)に対する件（平成 22 年 4 月 21 日）	
親事業者	日本エース(株)
事業内容	繊維織物製造業
下請取引の内容	繊維織物の製造
違反行為の概要（期間）	「支払加工料値引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 20 年 3 月～平成 21 年 5 月）。
減額金額	下請事業者 47 名に対し，総額 1325 万 9887 円

(株)ハンズマンに対する件（平成 22 年 4 月 22 日）	
親事業者	(株)ハンズマン
事業内容	建築材料，園芸用品，日用品等小売業（ホームセンター）
下請取引の内容	建築材料，園芸用品，日用品等の製造
違反行為の概要（期間）	① 「早期決済奨励金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 ② 「伝票処理料」として，電子受発注システムにより下請事業者が発注している店舗数及び同システムによる発注に係る仕入伝票の記載行数又はファクシミリによる発注書の送信枚数に，それぞれ異なる一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 (①，②とも平成 20 年 5 月～平成 21 年 4 月)
減額金額	下請事業者 14 名に対し，総額 1024 万 9880 円 【勧告前に返還済み】

株式会社ユニオンに対する件（平成22年9月27日）	
親事業者	株式会社ユニオン
事業内容	建築金物製造業
下請取引の内容	建築金物の製造
違反行為の概要（期間）	「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年3月～平成22年4月）。
減額金額	下請事業者125名に対し、総額3233万891円 【勧告前に返還済み】

株式会社ハニーズに対する件（平成22年9月28日）	
親事業者	株式会社ハニーズ
事業内容	婦人服等小売業
下請取引の内容	婦人服等の製造
違反行為の概要（期間）	① 「各店商品振分け・発送経費負担分」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成20年3月～平成21年2月）。 ② 下請事業者の給付を受領した後、下請事業者には責任があるとして、その給付に係る物を引き取らせるに当たり、自社の店頭販売価格に一定率を乗じて得た額と当該給付に係る下請代金の額との差額を下請代金の額から減じていた（平成20年3月～平成21年5月）。
減額金額	下請事業者115名に対し、総額1億3618万2776円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

株式会社エスエスケイに対する件（平成22年9月28日）	
親事業者	株式会社エスエスケイ
事業内容	スポーツ用品卸売業
下請取引の内容	スポーツ用品の製造及び修理
違反行為の概要（期間）	「支払歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年3月～平成22年4月）。
減額金額	下請事業者24名に対し、総額1272万493円 【勧告前に返還済み】

トステムビバ(株)に対する件（平成22年10月21日）	
親事業者	トステムビバ(株)
事業内容	大工用品, 日用品, インテリア用品等の小売業（ホームセンター）
下請取引の内容	大工用品, 日用品, インテリア用品等の製造
違反行為の概要（期間）	① 「定時割戻し」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 ② 「新店リベート」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 ③ 「為替差益割戻し」として一定額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 ④ 「オンライン処理料」として仕入伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額及び一定額を下請代金の額から減じていた。 ⑤ 「特売伝票及び配送代行費用」として一定額, 仕入伝票の作成枚数に一定額を乗じて得た額又は仕入伝票の送付回数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 （①から⑤とも平成20年12月～平成22年3月）
減額金額	下請事業者51名に対し, 総額5183万9842円 【勧告前に返還済み】

(株)ドギーマンハヤシに対する件（平成22年11月29日）	
親事業者	ドギーマンハヤシ(株)
事業内容	ペットフード及びペット用雑貨の販売業
下請取引の内容	ペットフード及びペット用雑貨の製造
違反行為の概要（期間）	「販売協力金」, 「早期決済手数料」, 「営業サンプル補填分」又は「値引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成20年6月～平成21年7月）。
減額金額	下請事業者12名に対し, 総額3137万4686円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

タキヒヨー(株)に対する件（平成23年1月11日）	
親事業者	タキヒヨー(株)
事業内容	婦人服, 服地等の卸売業
下請取引の内容	婦人服, 服地等の製造（加工を含む。）
違反行為の概要（期間）	「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成20年5月～平成21年8月）。
減額金額	下請事業者131名に対し, 総額8395万6812円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

いすゞ自動車中国四国(株)に対する件（平成23年1月21日）	
親事業者	いすゞ自動車中国四国(株)
事業内容	トラック等の販売業及び修理業
下請取引の内容	トラック等の架装，修理又はレッカー移動作業
違反行為の概要（期間）	「レス」又は「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年3月～平成22年8月）。
減額金額	下請事業者72名に対し，総額7322万1775円

(株)キタムラに対する件（平成23年1月27日）	
親事業者	(株)キタムラ
事業内容	かばん等の企画・製造・販売
下請取引の内容	かばん等の製造
違反行為の概要（期間）	自社の店頭販売価格を一定率以上引き下げて商品を販売するに当たって，「値引き」として当該商品に係る下請代金の額と当該商品に係る自社の店頭販売価格に一定率を乗じて得た額との差額を下請代金の額から減じていた（平成20年11月～平成22年4月）。
減額金額	下請事業者6名に対し，総額1732万4960円 【勧告前に返還済み】
備考	(株)キタムラは，前記減額行為のほか，顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため，下請代金の支払期日が定められていたと認められず，下請法第2条の2第2項の規定により，下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日とみなされるところ，当該支払期日に下請代金を支払っておらず，支払遅延が生じていたため指導を行った。 【指導前に消化仕入取引を取りやめ，支払遅延を解消済み】

(株)プレステージ・インターナショナルに対する件（平成23年3月18日）	
親事業者	(株)プレステージ・インターナショナル
事業内容	ロードサービス事業等
下請取引の内容	故障車のレッカー移動作業等
違反行為の概要（期間）	「協力会会費」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成20年7月～平成21年5月）。
減額金額	下請事業者503名に対し，総額2億3623万6471円

株式会社西鉄ストアに対する件（平成23年3月30日）	
親事業者	株式会社西鉄ストア
事業内容	食料品等の小売業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>① 「商品割戻し」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月から平成22年11月）。</p> <p>② 「40周年事業活動協力」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月から平成22年3月）。</p> <p>③ 「EDI処理料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月～平成22年11月）。</p>
減額金額	下請事業者22名に対し、総額5369万6850円 【勧告前に返還済み】

2 下請代金の減額（第4条第1項第3項）及び返品（第4条第1項第4号）に対する勧告

株式会社マックハウスに対する件（平成23年3月29日）	
親事業者	株式会社マックハウス
事業内容	衣料品等の小売業
下請取引の内容	衣料品の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①下請代金の減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年4月～平成22年3月）。 ・ 「消化促進値引き」として自社の店頭在庫数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年7月及び同年8月）。 ・ 「事務手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を下請代金の額から減じていた（平成21年4月～平成23年2月）。 <p>②返品 下請事業者の給付を受領した後、「返品再納品」として、当該下請事業者の給付に係る物を引き取らせていた（平成21年5月～平成22年10月）。</p>
①減額金額	①下請事業者5名に対し、総額5757万7265円 【勧告前に返還済み】
②返品分の下請代金相当額	②下請事業者3名に対し、総額1億3985万6353円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】

3 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）に対する勧告

旭食品㈱に対する件（平成23年3月16日）	
親事業者	旭食品㈱
事業内容	食料品等の卸売業
下請取引の内容	自社のプライベートブランドを付した食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	自社が開催する展示会のための費用を提供させるため、「PB特別ご協賛」等として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を提供させていた（平成20年10月～平成22年9月）。
提供させていた金額	下請事業者59名に対し、総額4175万2429円

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。
<http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

平成 22 年度における主な指導事例

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種 ^(注)	違反行為の概要
建築材料，鋳物・金属材料等卸売業	システムキッチン用建装材の製造を下請事業者に委託している A 社は，自社の販売先が倒産したことを理由に，あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

(注) 「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	違反行為の概要
飲食料品小売業	加工食品の製造を下請事業者に委託している B 社は，下請事業者に対し，「毎月 20 日締切，翌月末日支払」の支払制度を採っているため，下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
電気機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託している C 社は，下請事業者に対し，下請事業者と合意していないにもかかわらず，下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に，あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	違反行為の概要
繊維・衣服等卸売業	タオルの製造等を下請事業者に委託している D 社は，下請事業者に対し，「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託している E 社は，下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが，新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより，下請代金の額を減じていた。
繊維・衣服等卸売業	かばん等の製造を下請事業者に委託している F 社は，下請事業者に対し，手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって，支払うべき下請代金の額から「歩引」として手形の交付による支払を行っていた分に相当する下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業種	違反行為の概要
食料品製造業	菓子の製造を下請事業者に委託しているG社は、取引先から売れ残った商品が返品されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
非鉄金属製造業	暖房器部品の加工等を下請事業者に委託しているH社は、受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
金属製品製造業	スプリングの製造を下請事業者に委託しているI社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
家具・装備品製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と十分な協議を行うことなく、下請事業者の請求金額を下回る単価で下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	違反行為の概要
飲食料品卸売業	包装資材の製造を下請事業者に委託しているK社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する中元用商品及び歳暮用商品の購入を要請していた。
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する自動車の購入を要請していた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	違反行為の概要
食料品製造業	麺類等の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、製造して納品するまでの期間を考慮せずに、下請代金の支払制度と有償支給原材料等の対価の決済制度を同一にしていたことから、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価を控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
はん用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（130日及び160日）手形を交付していた。
繊維・衣服等卸 売業	タオル製品の製造を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（110日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業種	違反行為の概要
プラスチック 製品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	違反行為の概要
金属製品製造 業	金属製建具の製造を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、発注元からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	違反行為の概要
情報サービス業	ソフトウェアの作成等を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
技術サービス業	建築物の設計図の作成を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
放送業	放送番組等の制作を下請事業者に委託しているc社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者に対し、「値引き」等として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた。
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
その他の事業サービス業	ビルのメンテナンス業務を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったとき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
その他の生活関連サービス業	広告物の取付けを下請事業者に委託しているg社は、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。
その他の事業サービス業	ビルのメンテナンス業務を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に価格を指定することにより下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	違反行為の概要
広告業	広告の制作を下請事業者に委託しているi社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するイベントのチケットの購入を要請していた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

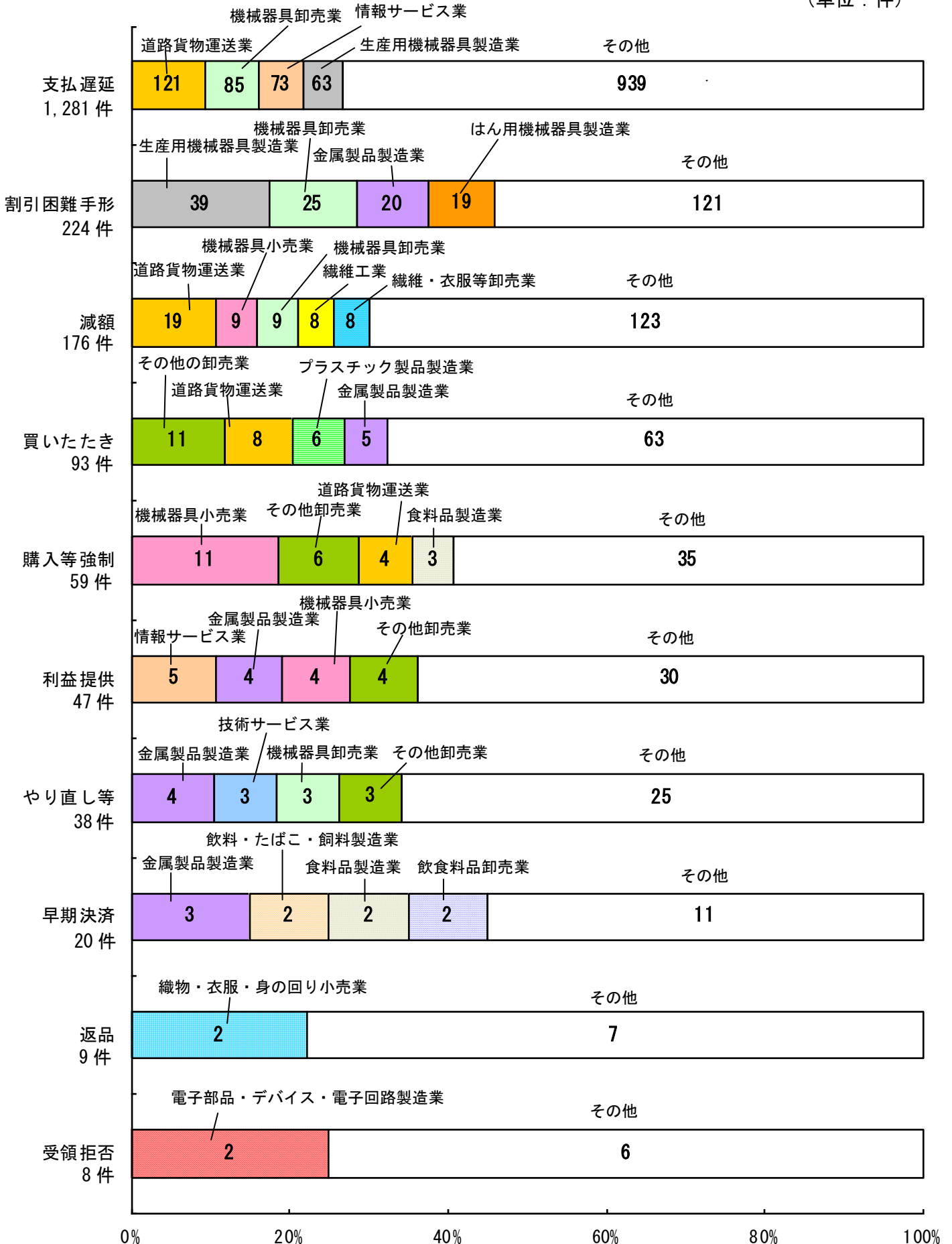
業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているj社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（140日）手形を交付していた。

6 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	違反行為の概要
広告業	ウェブサイトの制作等を下請事業者に委託しているk社は、下請事業者に対し、発注元からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を負担させていた。

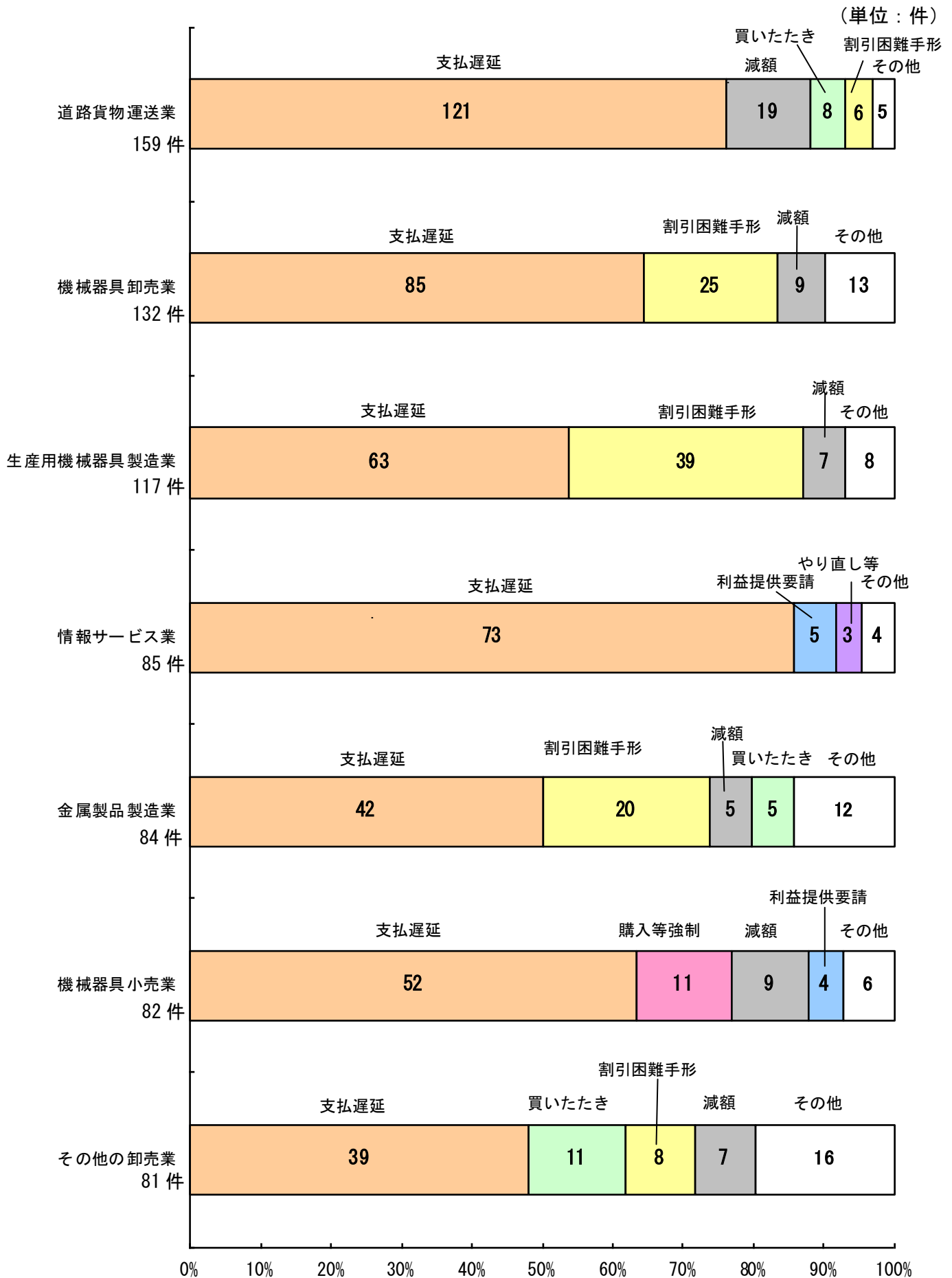
図1 行為類型ごとの実体規定違反（1,955件）の業種別件数

（単位：件）



（注）「その他」は、各類型別件数の上位業種以外の業種を作図上合計したものであり、行為類型ごとにその内訳は異なっている。

図2 実体規定違反の多い業種における行為類型ごとの実体規定違反件数



(注)「その他」は、各業種別件数の上位行為類型以外の行為類型を作図上合計したものであり、業種ごとにその内訳は異なっている。

下請法違反勧告事件一覧(平成16年4月1日以降)

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
1	16- 1	富士製紙(株)	製造	H16.9.28	減額(協力金)	15	24,599,623		
2	16- 2	曙ブレーキ工業(株)	製造	H16.12.7	減額(遡及適用, 一時金等)	44	84,184,684		
3	16- 3	日本ハイパックス(株)	製造	H16.12.22	減額(金利引)	99	19,363,262		
4	16- 4	橋本フォーミング工業(株)	製造	H17.1.27	減額(遡及適用)	17	6,109,374		
5	17- 1	日本電産パワーモータ(株)	製造	H17.5.25	減額(協力金, 金利引)	95	24,598,792		
6	17- 2	(株)高見沢サイバネティックス	製造	H17.6.23	減額(協力金)	27	32,556,708		
7	17- 3	(株)ナフコ	製造	H17.6.30	減額(協賛金, 割戻し)	169	155,853,010		
8	17- 4	竹田印刷(株)	情報	H17.9.21	減額(事務手数料)	74	13,841,079		
9	17- 5	カシオ計算機(株)	製造	H17.9.22	減額(協賛金)	32	87,147,535		
10	17- 6	(株)アルファ	製造	H17.12.26	減額(歩引)	291	90,808,820		
11	17- 7	福山通運(株)	役務	H17.12.28	減額(協力費)	130	208,747,212		
12	17- 8	九州西武運輸(株)	役務	H18.3.2	減額(値引, 金利引)	130	17,299,224		
13	17- 9	鴻池運輸(株)	役務	H18.3.23	減額(値引, 協力金等)	84	49,383,486		
14	17- 10	(株)大伸社	情報 製造	H18.3.23	減額(金利引)	128	20,776,496		
15	18- 1	(株)レイメイ藤井	製造	H18.4.4	減額(協賛金)	64	20,929,831		
16	18- 2	(株)ルシアン	製造	H18.6.30	減額(歩引)	74	17,102,860		
17	18- 3	東陶メンテナンス(株)	修理	H18.7.4	減額(管理料)	315	92,229,817		
18	18- 4	(株)安川電機	製造	H18.7.26	減額(一括値引等, 遡及適用)	48	41,725,554		
19	18- 5	イズミヤ(株)	製造	H18.10.27	減額(割戻金等)	40	19,526,410		
20	18- 6	(株)セガ	製造	H18.11.15	減額(遡及適用)	15	21,719,096		
21	18- 7	一宮運輸(株)	役務	H18.11.16	減額(協力金)	49	19,872,107		
22	18- 8	(株)DNPロジスティクス	役務	H18.12.15	減額(管理料等, 金利引)	54	59,456,401		
23	18- 9	和歌山日野自動車(株)	製造 修理	H19.2.20	減額(協力値引)	10	18,162,410		
24	18- 10	(株)ジャパンファーム	製造	H19.3.28	減額(値引)	6	15,927,557		
25	18- 11	(株)バンテック首都圏ロジ	役務	H19.3.30	減額(値引等)	21	31,075,791		
26	19- 1	東芝ライテック(株) 【措置請求】	製造 役務	H19.4.6	減額(値引)	13	36,593,760		
27	19- 2	マルハ(株)	製造	H19.6.13	減額(割戻金)	9	100,141,407		
28	19- 3	(株)ライフサポート・エガワ	役務	H19.6.22	減額(値引)	58	23,320,452		
29	19- 4	札幌通運(株)	役務	H19.9.28	減額(値引, 手数料)	63	36,398,034		
30	19- 5	丸全昭和運輸(株)	役務	H19.10.2	減額(値引等)	101	53,034,888		
31	19- 6	(株)ホーチキメンテナンスセンター	役務	H19.12.6	減額(出精値引), 買いたたき	20	215,515,911		
32	19- 7	昭和冷蔵(株)	役務	H19.12.17	減額(値引等)	7	42,547,476		
33	19- 8	東京アート(株)	製造 情報	H19.12.18	減額(歩引)	121	44,627,636		
34	19- 9	近畿日産ディーゼル(株)	製造 修理	H20.1.18	減額(値引)	98	98,947,267		
35	19- 10	第一貨物(株)	役務	H20.3.26	減額(割戻し, 値引等)	344	117,236,276		
36	19- 11	(株)平河工業社	製造	H20.3.27	減額(協力値引等)	48	27,637,006		
37	19- 12	三菱電機ロジスティクス(株)	役務	H20.3.28	減額(値引等)	21	157,919,405		
38	19- 13	濃飛西濃運輸(株)	役務	H20.3.28	減額(単価修正等, 端数処理)	159	33,419,511		

累計	年度-No.	関係人	分野	報告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
39	20- 1	(株)松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等)	156	69,241,789		
40	20- 2	(株)ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
41	20- 3	九州産交運輸(株)	役務	H20.4.17	購入強制(注3)			241	24,691,440
42	20- 4	(株)井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
		(株)井関熊本製造所				14	69,226,983		
		(株)井関新潟製造所				1	525,000		
43	20- 5	(株)ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
44	20- 6	マツダ(株)	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
45	20- 7	ユニット(株)	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
46	20- 8	(株)エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
47	20- 9	西日本車体工業(株)【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
48	20- 10	クミ化成(株)	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
49	20- 11	(株)アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
50	20- 12	マドラス(株)【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
51	20- 13	フットワークエクスプレス(株)	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
52	20- 14	(株)阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
53	20- 15	(株)アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		
54	21- 1	(株)ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
55	21- 2	(株)ダイソー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
56	21- 3	(株)マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)(注4)	19	19,668,979	22	17,095,550
57	21- 4	(株)不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
58	21- 5	東光商事(株)	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
59	21- 6	ニチュウ物流(株)	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
60	21- 7	市田(株)	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
61	21- 8	(株)大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
62	21- 9	(株)キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
63	21- 10	(株)アスコン	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
64	21- 11	コイズミ物流(株)【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
65	21- 12	諸星運輸(株)	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
66	21- 13	丸真(株)	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
67	21- 14	(株)とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
68	21- 15	ルビコンエンジニアリング(株)	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
69	22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
70	22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
71	22- 3	(株)ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
72	22- 4	(株)ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
73	22- 5	(株)ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
74	22- 6	(株)エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
75	22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
76	22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
77	22- 9	タキヒヨ一(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
78	22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
79	22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
80	22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)(注4)			59	41,752,429
81	22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会会費)	503	236,236,471		
82	22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)(注5)	5	57,577,265	3	139,856,353
83	22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		

(注1) 違反に係る下請取引が複数分野ある案件では、「分野」欄の上段にあるものが、違反行為を主として行った委託取引である。

(注2) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事案である。

(注3) 購入強制事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に購入させた額を記載した。

(注4) 不当な経済上の利益の提供要請事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に提供させた額を記載した。

(注5) 返品事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に返品した商品に係る下請代金相当額を記載した。